宮城県公報

発　行
宮　城　県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
(毎週火，金曜日発行)

目　次

企　業　局　　ページ

○企業局処務規程の一部を改正する管理規程　一
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程　一
○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程　二〇

企　業　局

○宮城県企業局管理規程第一号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県公営企業管理者　橋　本　　潔

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一各所長の項第二号ハ中「二千万円未満」を「四千万円未満」に改め、同号二中「除く」の下に「。以下この二において同じ」を、「出来高検査」の下に「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加える。

附　則

この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第二号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県公営企業管理者　橋　本　　潔

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「たな卸資金」を「たな卸資産」に、「第七章　削除
第八章　予算（第百十六条－第百二十五条）
第九章　決算（第百二十六条－第百二十八条）
第十章　削除」を
「第七章　引当金（第七十八条）
第八章　セグメント情報（第七十九条）
第九章　予算（第百十六条－第百二十五条）
第十章　決算（第百二十六条－第百二十八条）」
に改める。

第九条第一項中「アラビヤ数字」を「アラビア数字」に改める。

第十章を削り、第九章を第十章とする。

第百二十七条第一項第三号中「退職給与引当金」を「退職給付引当金」に、「及び修繕引当金」を「、修繕引当金、賞与引当金及び法定福利費引当金」に改める。

第百二十八条第一項中「受けなければならない」の下に「。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする」を加え、第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　キャッシュ・フロー計算書

第八章を第九章とする。

第百十六条の二中「地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「施行規則」という」を「施行規則」に改める。

第百十七条第二項中「提出しなければならない」の下に「。なお、予算に関する説明書のうち、予定キャッシュ・フロー計算書の作成は間接法によるものとする」を加える。

第七章を削り、第六章の次に次の二章を加える。

第七章　引当金

（退職給付引当金の計上方法）

第七十八条　退職給付引当金の計上は、当該事業年度の末日において、公営企業管理者が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額によるものとする。

第八章　セグメント情報

（報告セグメントの区分）

第七十九条　地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「施行規則」という。）第四十条第二項の規定により、この規程で定める水道用水供給事業会計及び工業用水道事

業会計の報告セグメントの区分は次のとおりとする。

一　水道用水供給事業会計

イ　大崎広域水道事業

ロ　仙南・仙塩広域水道事業

二　工業用水道事業会計

イ　仙塩工業用水道事業

ロ　仙台圏工業用水道事業

ハ　仙台北部工業用水道事業

ニ　仙南工業用水道事業

第八十条から第百十五条まで　削除

別表第一を次のように改める。

別表第１（第16条関係）

勘　定　科　目　表

収　益　勘　定

(1)　水道用水供給事業又は工業用水道事業

款	項	目	節	科目区分の説明
１水道用水供給事業収益又は工業用水道事業収益	１営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		給水収益		
			水道料金	
			量水器使用料	
		受託工事収益		給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益
			受託工事収益	
		その他営業収益		給水収益，受託工事収益以外の収益で通常発生する収益
			材料売却収益	給水装置の新設又は修繕等に使用する器具，材料の販売代金
			検査手数料	水質検査手数料等
			雑収益	上記以外の営業収益
	２営業外収益			金融及び販売活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
			受取利息及び配当金	預貯金の利息及び株式の配当金等
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			配当金	
			他会計補助金	
			他会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計から繰入金で返済を要しないもの
			国庫補助金	
			国庫補助金	営業費補助の目的で交付された国庫補助金
			長期前受金戻入	
			長期前受金戻入	地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）第21条第２項又は第３項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
			消費税及び地方消費税還付金	
			消費税及び地方消費税還付金	
			雑収益	
			有価証券売却収益	
			不用品売却収益	不用物品の売却代金
			その他雑収益	
	３特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
			固定資産売却益	
			固定資産売却益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
			過年度損	

		益修正益		
			過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
		その他特別収益		
			その他特別利益	

(2) 地域整備事業

款	項	目	節	科目区分の説明
３地域整備事業収益				
	１営業収益			
		運用資産収益		運用資産の運用による収益
			運用資産貸付収益	
			運用資産売却収益	
		運用資金収益		運用資金の運用による収益
			長期運用資金収益	
			短期運用資金収益	
		受託工事収益		
			受託工事収益	
		その他営業収益		
			地代	
			共益費	
			雑収益	
	２営業外収益			
		受取利息及び配当金		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			配当金	
		他会計補助金		
			他会計補助金	
		国庫補助金		
			国庫補助金	
		長期前受金戻入		
			長期前受金戻入	
		消費税及び地方消費税還付金		
			消費税及び地方消費税還付金	
		雑収益		
			有価証券売却収益	
			不用品売却収益	
			その他雑収益	
	３特別利益			
		固定資産売却益		
			固定資産売却益	
		過年度損益修正益		
			過年度損益修正益	
		その他特		

		別利益		
			その他特別利益	

費　用　勘　定

(1)　水道用水供給事業又は工業用水道事業

款	項	目	節	科目区分の説明
４水道用水供給事業費用又は工業用水道事業費用	１営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		原水及び浄水費		水源かん養及び原水の取り入れ並びに原水のろ過滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用
			給料	職員の本給
			手当	職員の扶養，住居，期末，勤勉，時間外勤務，特殊勤務等の諸手当
			法定福利費	事業主負担の共済組合の負担金，各種保険等の保険料及び公務災害補償費等
			賃金	臨時職員及び人夫の賃金
			旅費	旅費に関する規定に基づいて職員等に支給する旅費
			被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備消耗品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数１年未満又は取得価額10万円未満の器具備品費
			燃料費	工事用，維持管理及び自動車用の燃料費
			光熱水費	電気料金，ガス料金等
			印刷製本費	文書，図面，帳簿等の印刷費及び伝票，帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき，切手，電信電話料，運送料等
			委託料	試験，検査の委託並びに施設の維持管理及び業務等の委託に要する費用
			手数料	公金取扱及び訴訟等の手数料等
			賃借料	借地料，会場使用料，自動車借上料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
			薬品費	浄水及び試験等に要する薬品費
			材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
			補償金	補償金，賠償金，見舞金等
			負担金	ダム管理負担金，庁舎維持負担金等
			交付金	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律等に基づき支払われる交付金
			受水費	他から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			その他引当金繰入額	施行規則第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額
		配水及び給水費		配水池，配水管その他浄水の配水に係る設備及び給水置に属する量水器その他の設備の維持及び作業に要する費用
			給料	
			手当	
			法定福利費	
			賃金	
			旅費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	

				修繕費				
				動力費				
				薬品費				
				材料費				
				補償金				
				交付金				
				賞与引当金繰入額				
				法定福利費引当金繰入額				
				修繕引当金繰入額				
				特別修繕引当金繰入額				
				その他引当金繰入額				
			受託工事費			給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用		
				給料				
				手当				
				法定福利費				
				賃金				
				旅費				
				被服費				
				備消耗品費				
				燃料費				
				光熱水費				
				印刷製本費				
				通信運搬費				
				広告料		公告，宣伝に要する費用		
				委託料				
				手数料				
				賃借料				
				修繕費				
				工事請負費				
				動力費				
				材料費				
				補償金				
				食糧費		会議のための茶菓，弁当代等		
				負担金				
				保険料		事業用資産に対する損害保険料等		
				公課費				
			総係費			事業活動の全般に関連する費用並びに料金の調定，集金及び検針その他の業務に要する費用		
				給料				
				手当				
				法定福利費				
				退職給付費		退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払いに当たって不足が生じた場合の当該不足額		
				報酬		臨時又は非常勤の顧問，嘱託員等に対する報酬		
				賃金				
				旅費				
				報償費		報償金，奨励金等		
				被服費				
				備消耗品費				
				燃料費				
				光熱水費				
				印刷製本費				
				通信運搬費				
				広告料				
				委託料				
				手数料				
				賃借料				
				修繕費				

				動　力　費				
				材　料　費				
				補　償　金				
				研　修　費	職員の研修に要する費用			
				食　糧　費				
				厚生福利費	保健，文化，レクリエーション等に要する費用			
				負　担　金				
				会費負担金	関係団体の会費負担金			
				交　付　金				
				保　険　料				
				公　課　費				
				交　際　費	管理者等が事業執行のために行う公の交渉に要する費用			
				賞与引当金繰入額				
				法定福利費引当金繰入額				
				修繕引当金繰入額				
				特別修繕引当金繰入額				
				貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額			
				その他引当金繰入額				
			減価償却費		施行規則第13条，第15条又は第16条の規定による償却額			
				有形固定資産減価償却費	建物，構築物，機械及び装置，車両運搬具，船舶，工具，器具及び備品，リース資産等の償却額（耐用年数１年未満かつ取得価額10万円未満のものを除く。）			
				無形固定資産減価償却費	ダム使用権，水利権，借地権，地上権，特許権，施設利用権及びリース資産等の償却額			
			資産減耗費					
				固定資産除却費	有形固定資産の除却損及び廃棄損及び撤去費			
				たな卸資産減耗費	たな卸資産のき損，変質又は滅失による除却費			
					上記以外の営業費用	その他営業費用		
				材料売却原価	給水装置用の販売器具，材料等の原価			
				雑　支　出				
					金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用	２営業外費用		
						支払利息及び企業債取扱諸費		
				企業債利息	企業債に対する利息			
				借入金利息	他会計借入金，一時借入金等に対する利息			
				企業債取扱諸費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費等			
				企業債発行差金	企業債発行割引料及び発行のため支出した直接の費用			
						消費税及び地方消費税		
				消費税及び地方消費税				
						雑支出		
				有価証券売却原価				
				不用品売却原価	売却した不用品の原価			
				その他雑支出				
					当年度の経常的費用から除外すべき損失	３特別損失		
						固定資産売却損		
				固定資産売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額			
						臨時損失		
				臨時損失	天災その他特別な理由による巨額の臨時損失			
						過年度損益修正損		

		その他特別損失	過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
			その他特別損失	

(2)　地域整備事業

款	項	目	節	科目区分の説明
6 地域整備事業費用	1 営業費用	運用資産管理費		運用資産の維持管理に要する費用
			給料	
			手当	
			法定福利費	
			退職給付金	
			報酬	
			賃金	
			旅費	
			報償費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			広告料	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			工事請負費	
			動力費	
			薬品費	
			材料費	
			補償金	
			研修費	
			食糧費	
			厚生福利費	
			負担金	
			会費負担金	
			交付金	
			保険料	
			公課費	
			交際費	
			賞与引当金繰入額	
			法定福利費引当金繰入額	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	
			貸倒引当金繰入額	
			その他引当金繰入額	
			総係費	事業活動の全般に係る費用 節は,「運用資産管理費」に同じ
			受託工事費	
			給料	
			手当	
			法定福利費	
			賃金	

			旅費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			広告料	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			工事請負費	
			動力費	
			材料費	
			補償金	
			食糧費	
			負担金	
			保険料	
			公課費	
		減価償却費		
			有形固定資産減価償却費	
			無形固定資産減価償却費	
		資産減耗費		
			固定資産除却費	
			たな卸資産減耗費	
		その他営業費用		
			材料売却原価	
			雑支出	
	２営業外費用			
		支払利息及び企業債取扱諸費		
			企業債利息	
			借入金利息	
			企業債取扱諸費	
			企業債発行差金	
		消費税及び地方消費税		
			消費税及び地方消費税	
		雑支出		
			有価証券売却原価	
			不用品売却原価	
			その他雑支出	
	３特別損失			
		固定資産売却損		
			固定資産売却損	
		臨時損失		
			臨時損失	
		過年度損益修正損		
			過年度損益修正損	
		その他特別損失		

			その他特別損失	

資　産　勘　定

款	項	目	節	科目区分の説明
７固定資産				
	１有形固定資産			土地，立木，建物，構築物，機械，装置，車両，運搬具，船舶並びに耐用年数１年以上で取得価格が10万円以上の工具，器具及び備品等（将来営業の用に供する目的をもって所有する資産（遊休地等及び未稼動施設等）を含む。）
		土　地		事業資産以外の土地の取得に要した費用（買収費，補償費，整地費，測量費等を含む。）
			事務所用地	
			施設用地	
			その他土地	
		建　物		建物（附属設備を含む。）の取得に要した費用（工事費，買収費及び建物に直接関係のある整地費等を含む。）
			事務所用建物	庁舎等もっぱら事務の用に供している建物
			施設用建物	
			その他建物	
		建物減価償却累計額		
		構築物		管，水管橋，道路，橋りょう等土地に定着する土木施設又は工作物
		構築物減価償却累計額		
		機械及び装置		機械，装置及びこれらの附属物（建物に含むものを除く。）
		機械及び装置減価償却累計額		
		車両運搬具		自動車その他陸上運搬具
		車両運搬具減価償却累計額		
		船　舶		船舶法（明治32年法律第46号）第４条から第19条までの適用を受ける船舶等
		船舶減価償却累計額		
		工具，器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具，電話設備，金庫，タイプライター，机等の備品
		工具，器具及び備品減価償却累計額		
		リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		リース資産減価償却累計額		
		建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）節及び細節については別に定めるところによるものとする。
		その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
		その他有形固定資産減価償却累計額		
	２無形固定資産			有償で取得した水利権，借地権，地上権，施設利用権等
		ダム使用権		特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）等に規定する権利
		水利権		河川法（昭和39年法律第167号）に規定する権利
		借地権		土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条による権利
		地上権		民法第265条に規定する権利
		特許権		特許法（昭和34年法律第121号）第29条に規定する権利
		施設利用権		電気，ガス等の供給施設利用権及び専用側線利用権等
		電話加入		電話設備負担金，加入料，装置料等

		権		
		リース資産		無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		その他無形固定資産		上記以外の無形固定資産
	３投資その他の資産			
		投資有価証券		金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
		出資金		
		長期貸付金		返済期日が貸借対照表日から起算して１年以上となる貸付金
			一般貸付金	他会計に対する長期貸付金以外のもの
			他会計貸付金	他会計への長期貸付金
		貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		基金		基金設置条例に基づき特定預金の形態で保有するもの
		長期前払消費税		
		その他投資		電信電話債券等で上記以外の投資
		減価償却累計額		投資その他の資産に係る減価償却累計額
８流動資産				
	１現金・預金			
		現金		現金，支払期日の到来した公社債の利札，小切手，当座預金，郵便為替証書等
		預金		貸借対照表日から起算して１年内に期限が到来する定期預金，普通預金等
	２未収金			
		営業未収金		主たる営業活動から生ずる収益の未収入額（譲渡代金，賃貸料，割賦等の未収金等）
		営業外未収金		主たる営業活動から生ずる収益以外の収益の未収額（受取利息の未収金等）

		その他未収金		営業，営業外の未収金等（固定資産の売却代金の未収額等）
	３未収金貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		未収金貸倒引当金		
	４有価証券			随時現金化される有価証券で一時的所有の目的で保有されるもの
		有価証券		
	５受取手形			通常の業務活動において発生した手形債権
		受取手形		
	６受取手形貸倒引当金			手形債権の回収不能による損失に備えるため引き当てるもの
		受取手形貸倒引当金		
	７貯蔵品			
		材料		
		備消耗品		
	８短期貸付金			返済期日が貸借対照表日から起算して１年内に到来する貸付金
		一般貸付金		
		他会計貸付金		
	９短期貸付金貸倒引当金			短期貸付債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		短期貸付金貸倒引当金	前払消費税及び地方消費税	
	10前払費用			一定の契約に従い，継続的に役務の提供を受ける場合の未だ役務の提供を受けていない部分に対して支払われた対価のうち当該事業年度の費用に属さないもので，貸借対照表日から起算して１年内のもの（未経過保険料，未経過賃借料，未経過支払利息等）
		前払費用		

	11前払金			物品の購入，工事の請負等に際して前払いされた金額で前払費用に属さないもの
		前払金		
	12未収収益			一定の契約に従い，継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対して未だ支払いを受けていないもの
		未収収益		
	13未収収益貸倒引当金			未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		未収収益貸倒引当金		
	14その他流動資産			
		保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
		仮払消費税及び地方消費税		
		特定収入仮払消費税及び地方消費税		
		その他流動資産		上記以外の流動資産

負　債　勘　定

款	項	目	節	科目区分の説明
9固定負債				
	1企業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
			政府債	
			機構債	
			縁故債	
			市場公募債	
			借換債	
			交付公債	
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
			政府債	
			機構債	
			縁故債	
			市場公募債	
			借換債	
			交付公債	
	2他会計借入金			
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）
		その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）
	3リース債務			ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年内に支払期限の到来するものを除く。）
		リース債務		
	4引当金			
		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当及び退職一時金の支払に充てるための引当額（1年内に使用される見込みのものを除く。）
		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込みのものを除く。）
		その他引当金		
	5その他固定負債			上記以外の固定負債

		その他固定負債		
10流動負債				
	１一時借入金			
		一時借入金		借入契約期間が貸借対照表日から起算して１年内の借入金
	２企業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		１年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
			政府債	
			機構債	
			縁故債	
			市場公募債	
			借換債	
			交付公債	
		その他の企業債		１年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
			政府債	
			機構債	
			縁故債	
			市場公募債	
			借換債	
			交付公債	
	３他会計借入金			
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		１年内に返済期限が到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他の長期借入金		１年内に返済期限が到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金

	４リース債務			１年内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
	５未払金			地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第13条に基づく未払債務のうち，既に支払期が到来しているもの及び金額が確定しているが諸般の事情で未払のもの
		営業未払金		収益的支出に係る通常の取引に基づいて発生した未払金
		営業外未払金		
			未払消費税及び地方消費税その他営業外未払金	
		その他未払金		資本的支出に係る固定資産等購入代金の未払金
	６未払費用			未払賃金，未払賃借料，未払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合，既に提供を受けた役務に対していまだその対価の支払が終らないもので未払金に属さないもの
		未払利息		
		未払賃借料		
		その他未払費用		
	７前受金			契約等により既に受け取った対価のうちいまだその債務の履行を終わらないもの
		営業前受金		前受譲渡代金，前受受託工事費等主たる営業活動に係る収益の前受額
		営業外前受金		前受利息，前受賃貸料等で主たる営業活動から生ずる収益以外の収益前受額
		その他前受金		
	８前受収益			前受利息，前受賃貸料等一定の契約に従い，継続的に役務の提供を行う場合，いまだ提供していない役務の対価の前受額
		前受収益		
	９預り金			
		預り保証金		入札保証金，契約保証金等
		預り諸税		所得税，市町村民税等

			その他預り金		共済組合掛金等
		10引当金			
			退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当及び退職一時金の支払に充てるための引当額のうち１年内に使用される見込みのもの
			賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち，当事業年度負担相当額を見積もり計上する引当金
			法定福利費引当金		翌事業年度に支払う法定福利費のうち，当事業年度負担相当額を見積もり計上する引当金
			修繕引当金		企業の所有する設備等について，毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において，その修繕に備えて計上する引当金
			特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち１年内に使用される見込みのもの
			その他引当金		
		11その他流動負債			
			預り有価証券		
			仮受消費税及び地方消費税		
			その他流動負債		
	11繰延収益				
		長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金，負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額
			長期前受金		
		長期前受金収益化累計額			
			長期前受金収益化累計額		

資　本　勘　定

款	項	目	節	科目区分の説明
12資本金				
	１資本金			
		固有資本金		企業開始の時（地方公営企業法（昭和27年法律292号）適用の時）における引継資本金の額
		繰入資本金		他会計からの出資金の額
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
13剰余金				
	１資本剰余金			
		再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
		受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
		寄附金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
		国庫補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金
		県費補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた県費補助金
		他会計補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計補助金
		工事負担金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
		その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
	２利益剰余金			
		減債積立金		企業債の償還に充てるため積み立てた額
		利益積立		欠損金をうめるために積み立てた額

		金		
		建設改良積立金		建設又は改良のために積み立てた額
		当年度未処分利益剰余金（又は当年度未処理欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益（又は純損失）の金額を加減した額
			繰越利益剰余金年度末残高（又は繰越欠損金年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（又は前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（又は前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額
			当年度純利益（又は当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）
		一般会計繰出金		

別表第四中様式第四十一号の次に次のように加える。

様式第42号の２　企業債台帳

様式第42号の３　長期借入金台帳

別表第四中「様式第47号　貯蔵品整理簿」を「様式第47号　貯蔵品出納簿」に、「様式第56号　納付票兼領収証」を「様式第56号　納付票兼領収票」に、「様式第67号　送金通知書（送金済通知票，送金請求票，送金案内票）」を「様式第67号　送金済通知票（送金案内票）」に、「様式第70号　小切手等再発行願書」を「様式第70号　小切手再発行願書」に改め、様式第百号の次に次のように加える。

様式第101号　旅行命令票

様式第102号　旅行命令票（赴任旅費用）

様式第四十二号の次に次の様式を加える。

様式第42号の２

企　業　債　台　帳

会　計　　第　　号

起債年度	年度	企業債名称		借入先		作成年月日	
起債額(円)		起債許可年月日		事業区分		作成区分	

借入年月日		起債条件	据置期間	自　年度至　年度(　年間)	利率	年　%	借入種別	
初回利払日			元金償還期間	自　年度至　年度(　年間)	元利金支払方法		計算条件	
償還満期日			償還期日				費用区分	

繰入区分		交付税区分		備考	

年度	期日	末償還元金(円)	元金(円)	利子(円)	計(円)	元金の計(円)	利子の計(円)	備考

宮城県企業局

様式第42号の３

長期借入金台帳

会　計：　　第　　号

借入年度	年度	借入金名称			借入先			作成年月日	
借入額(円)		事業区分						作成区分	
借入年月日		借入条件	据置期間	自　年度至　年度(　年間)		利率	年　%	費用区分	
初回利払日			元金償還期間	自　年度至　年度(　年間)		元利金支払方法		計算条件	
償還満期日			償還期日						
備考									

年度	期日	末償還元金(円)	元金(円)	利子(円)	計(円)	元金の計(円)	利子の計(円)	備考

宮城県企業局

様式第百号の次に次の様式を加える。

様式第101号

頁

旅行命令（依頼）票

決裁											

概算払精算確認年月日印	
年 月　日	

年度	旅行命令票番号	旅行命令日	執行機関名	資金前渡職員名	支給額(差引)合計(円)	変更後支給総額合計(円)	変更前支給総額合計(円)

科目	

旅行命令番号	旅行者氏名	級	旅行期間	旅行内容	支給額（差引）（円）	受領月日
附記事項					支給額（差引）（円）	旅行者確認兼請求印 / 受領印
旅行日程					支給額（差引）（円）	

旅行命令番号	旅行者氏名	級	旅行期間	旅行内容	支給額（差引）（円）	受領月日
附記事項					支給額（差引）（円）	旅行者確認兼請求印 / 受領印
旅行日程					支給額（差引）（円）	

旅行命令番号	旅行者氏名	級	旅行期間	旅行内容	支給額（差引）（円）	受領月日
附記事項					支給額（差引）（円）	旅行者確認兼請求印 / 受領印
旅行日程					支給額（差引）（円）	

旅行命令番号	旅行者氏名	級	旅行期間	旅行内容	支給額（差引）（円）	受領月日
附記事項					支給額（差引）（円）	旅行者確認兼請求印 / 受領印
旅行日程					支給額（差引）（円）	

旅行命令番号	旅行者氏名	級	旅行期間	旅行内容	支給額（差引）（円）	受領月日
附記事項					支給額（差引）（円）	旅行者確認兼請求印 / 受領印
旅行日程					支給額（差引）（円）	

交通手段　1：鉄道等　2：公用車（宮城県内）　3：公用車（宮城県外）　4：自家用車運転（宮城県内）　5：自家用車運転（宮城県外）　6：自家用車（同乗）
7：自家用車同乗（宮城県外）　8：路線バス（宮城県内）　9：徒歩（宮城県内）　10：船舶　11：航空機
説　明　「【手】」：手入力行程　「【複】」：複数から選択　「【移】」：移動開始地

A0000000000A

様式第102号

赴任旅行命令票

頁

＊＊＊　赴任旅費　＊＊＊

決裁										

概算払精算確認年月日印	
年 月　日	

年度	旅行命令票番号	旅行命令日	執行機関名

資金前渡職員名	支給額（差引）合計（円）	変更後支給総額合計(円)	変更前支給総額合計(円)
科目			

旅行命令番号	旅行者氏名	旅費氏名コード	級	発令年月日

旅行年月日（移転年月日）	出発地	到着地	新居住地の種別

	在勤庁	居住地の住所
旧		
新		

扶養親族氏名	生年月日	続柄	扶養親族氏名	生年月日	続柄

附記事項	

区分		人数	運賃	料金	地方鉄道	車賃（船賃）	旅行雑費	着後手当	移転料	計
本人			km		km	km				
扶養親族	12歳以上		km		km	km				
	6歳以上12歳未満		km		km	km				
	6歳未満		km		km	km				
計										

旅行者確認兼請求印	受領月日	受領印

A000000000000A

附　則

この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第三号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県公営企業管理者　橋　本　　潔

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程（昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

第五十三条第三項中「様式第二十五号」の下に「から様式第二十五号の三まで」を加える。

別表第一構造物及び船舶等の動産の項中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同表備考第八号中「二・一パーセント」を「二・一六パーセント」に、「三・一五パーセント」を「三・二四パーセント」に、「一・五七五パーセント」を「一・六二パーセント」に、「四・二パーセント」を「四・三二パーセント」に改める。

様式第二十五号の次に次の様式を加える。

様式第25号の２（第53条関係）

固定資産台帳（土地以外）

頁

会計：　　作成日

資産番号			旧資産番号			管種		帳簿原価財源内訳			円
資産名称						口径					円
取得年月日			清算年月日			延長					円
取得原因			耐用年数		償却率	交付金対象					円
施設名称						勘定科目	款 項 目 節				円
所在地										内訳計	円
管理所属								財源内訳			円
部門						工事番号名称					円
共同区分			稼働率	%							円
備考											円
						取得価額	円				円
						償却除外額	円			内訳計	円

年月日	摘要	帳簿原価			減価償却累計額			帳簿金額	補助金等	年度末償却未済高	処分金額
		借方	貸方	残高	借方	貸方	累計				

（単位：円）

様式第25号の３（第53条関係）

固定資産台帳（土地）

頁

会計：　　作成日

資産番号		旧資産番号		登記所在地番		帳簿原価財源内訳	円
資産名称							円
取得年月日		清算年月日		登記年月日			円
取得原因				台帳面積（㎡）			円
施設名称				公図面積（㎡）			円
所在地				勘定科目	款 項 目 節	財源内訳	内訳計　円
管理所属							円
部門							円
共同区分				取得価額	円		円
交付金対象				土地価格	円		円
地目				事務費	円		内訳計　円

異動年月日	登記年月日	台帳面積（㎡）	公図面積（㎡）	土地価格	事務費	取得価額	備考

（単位：円）

附　則

（施行期日）

1　この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この管理規程の施行の日前に貸し付けた財産の貸付けに係る貸付料については、当該貸付けに係る契約の期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

3　この管理規程の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。